

☆☆☆ 令和 8 年度学童保育所入所について(お知らせ)☆☆☆

王寺町では、放課後等に保護者が就労等のため保育できない家庭の児童の健全な育成を図ることを目的とした学童保育所を開設しています。管理運営はハーベストネクスト株式会社に委託を行っており、運営にあたり必要な個人情報等は、王寺町と運営業者間で共有を行いますのでご了承ください。

1 入所資格

- 町内に在住する義務教育学校 1 年生から 6 年生までの児童で、放課後等に保護者(両親またはこれにかわる者)が就労等のため保育できない家庭の児童

2 入所期間 毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで

3 開設時間等

- 放課後から午後 6 時まで。(午後 7 時までの延長保育あり)
- 日曜日・祝日・お盆・年末年始は休日とします。
- 上記休日以外の学校休業日(土曜日、夏休み等)は、午前 8 時から午後 6 時まで。(午後 7 時までの延長保育あり)
※保護者もしくは代理人の送り迎えが必要です。
※保護者の仕事がない日は、学童保育所の利用はできません。
※延長保育を利用されない方は、午後 5 時 50 分ごろまでには各教室へお迎えに来て、午後 6 時には退室できるようお願いします。
- お仕事終了後は速やかにお迎えに来ていただくよう、お願いします。

4 費用

- 保育料月額 3,000 円(きょうだいで利用する場合、2 子目以降無料)
★別途スポーツ安全保険料として児童ごとに年間 800 円が必要です。
- 延長保育利用者は月額 1,000 円が保育料に加算されます。(生活保護世帯、準要保護世帯除く)
延長保育料は児童ごとに費用がかかります。2 子目以降無料ではありません。
- 延長保育の申請がない方で、午後 6 時までにお迎えができなかった場合、延長保育料(月額 1,000 円)が発生いたしますので、お迎えについては時間厳守をお願いします。
- 学童保育所での保育時間中に児童が物品を破損させた場合、保護者に費用を負担していただきますのでご了承ください。
- 事故等のため急を要する場合は、医師の手当てを受けます。その場合の実費は当該児童の保護者の負担となります。スポーツ安全保険が適用される場合は、保護者から保険会社に請求していただきます。保険適用外の事故については一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- その他、費用が発生する場合は、その都度連絡しますので、ご協力をお願いします。

5 入所申請および減免手続きについて

- 入所申請書と就労証明書(勤務先で3か月以内に証明されたもの)を保険料(800 円・現金のみ)と一緒に令和 8 年 2 月 25 日(水)まで【平日 8:30~17:15※年末年始除く】に子育て支援課に提出してください。申請内容を審査のうえ入所決定し、3 月中旬ごろ「利用決定通知書」を送付します。
※就労証明書は入所申請書と同時にご提出ください。児童と同居している65歳未満の方全員分が必要です。未提出の場合入所できません。
- 保育料の口座引落しにご協力ください。運転免許証などの本人確認書類および対象金融機関^{※1}のキャッシュカード(※要暗証番号)をお持ちいただければ、税務課で手続きできます。
※1 対象金融機関:南都銀行、ゆうちょ銀行

- ・生活保護世帯、準要保護世帯、雪丸サポートスクールを利用している場合は、保育料の減免対象となりますので、必ず利用年度内に減免申請を行ってください。申請がなければ減免となりません。

令和8年度の就学援助費用認定の決定については令和8年6月ごろとなりますので、決定通知が届きましたら、通知を添えて学童保育料の減免申請をしてください。

6 延長保育について

- ・延長保育は、就労証明書等で午後6時までのお迎えが困難であることの確認ができる場合のみ申請いただけます。
- ・申請内容を審査のうえ延長保育の利用決定をし、「延長保育利用決定通知書」を送付します。
- ・延長保育の申請(又は辞退)をされる場合は、延長保育開始月の前月20日まで(延長保育を辞退される場合は、辞退月の20日まで)に子育て支援課に申請書を提出してください。
- ・午後6時50分ごろまでには各教室へお迎えに来て、午後7時には退室できるように余裕を持ったお迎えをお願いします。
- ・1ヶ月間延長保育の利用が全くなかった場合でも、延長保育の申請があれば延長保育料がかかりますのでご注意ください。
- ・雪丸サポートスクール終了後に学童保育所を利用する場合、必ず雪丸サポートスクールのスタッフにも、学童保育を利用する旨の連絡をお願いします。

7 退所について

- ・退所する場合は、退所する月の20日までに子育て支援課へ退所届を提出してください。学童保育所を1ヶ月間利用しなかった場合でも、退所届の提出がなければ保育料がかかりますのでご注意ください。
- ・家庭での保育が可能になった場合、学童保育所の開所時間内にお迎えができない場合、学童支援員等の指示に従わず、他の児童の育成の妨げになると町が判断した場合等は退所していただきます。

8 その他

- ・学校給食のない日にはお弁当・お茶・おやつ、また学校休業日にはお弁当・お茶・おやつ・勉強道具等を持たせてください。
※令和8年度より、ゲーム機やカード等の玩具の持ち込みは不可とします。
- ・夏季に熱中症予防の目的で児童に塩分タブレットを与えます。乳成分を含むため、アレルギー等の理由で食べられない場合は、必ず申請書にその旨を記載してください。
- ・夏休み等の長期休暇は、畠田学舎の児童の保育を太子学舎で行う可能性があります。
- ・出欠や入退室の管理、保護者と学童保育所との連絡手段として、保護者アプリ「コドモン」を利用しています。新規入所の方には、入所決定通知送付時にID・パスワードを同封しますので、アプリのダウンロードと利用登録をお願いします。
- ・毎月の出欠予定は、前月25日までにコドモンで入力してください。また、出欠の急な予定変更は必ず学童保育所まで連絡をお願いします。(当日14時まではコドモンで入力、14時以降は電話でご連絡ください。)出欠の連絡と予定変更の連絡は、学校と学童の両方にしていただくようお願いいたします。※児童の安全のため、必ず守ってください。
- ・申請書の保護者欄に記載された方を保育料の納付義務者とし、保護者あてに決定通知等の書類を送付します。昨年度から継続して学童保育を利用される場合は、システムの都合上、記載内容に関わらず昨年度と同じ方が保護者として登録されるため、変更を希望される場合はお申し出ください。

★各学童保育所連絡先
(学童開所時間中のみつながります)

北義務教育学校:080-6655-4179/4224/4135
南義務教育学校(太子):080-6655-4261/4098
南義務教育学校(畠田):080-6655-4308

お問い合わせ
王寺町役場 子育て支援課 子育て支援係
TEL 0745-73-2001